

行政経営指針行動計画の改定について

1 改定の目的

本市では、平成 15 年 2 月に策定した「行政経営指針」に基づく「第 3 次行政改革」を効果的・効率的に進めるため、具体的な取組を内容とする「行政指針行動計画」を定めている。行動計画については、毎年見直しを行っているが、社会経済環境や市民ニーズの変化、市町合併などに的確に対応するため、改定するもの。

2 これまでの経過

- 平成 18 年 1 1 月 ・行政改革推進懇談会（外部組織）開催
「これまでの取組状況」と「見直し方針」について
- 1 2 月 ・行政経営検討委員会（委員長：市長）において、「見直し方針」を決定
- 平成 19 年 2 月 ・行政改革推進懇談会開催
「改定（案）」について
・行政経営検討委員会において、「行動計画」を改定

3 改定した行動計画の概要

（1）計画期間

平成 19 ～ 21 年度の 3 年間

（改定前は、平成 17 年度～ 21 年度の 5 年間）

（2）取組件数

73 項目 106 取組

| | | |
|-------------|-------------|------|
| 改定前 | 72 項目 106 件 | |
| 新規計上 | 23 項目 | 25 件 |
| 17 年度完了 | 9 項目 | 11 件 |
| 18 年度完了（予定） | 10 項目 | 12 件 |
| 取下げ | 2 項目 | 2 件 |

(3) 今回の改定のポイント

ア 「市民との協働の推進」に係る取組の再整理

「市民協働推進計画」(平成18年9月)と「地区行政推進計画」(平成18年5月)が策定されたことから、両計画に計上された取組のうち、「行政経営指針行動計画」に計上することが相応しいもの

(例)・協働評価制度の創設

- ・まちづくりに関する活動情報の集約と提供
- ・地域ビジョンの策定支援 など

イ 合併への対応

- ・2町の行政改革の推進に関する行動計画に計上されている取組のうち、「行政経営指針行動計画」に計上することが相応しいもの
- ・合併による効果をより早期に創出するため、サービス水準の維持・向上、効果的・効率的な行政運営の推進に資する取組

(例)・地域自治制度の創設・推進

- ・合併町施設の開庁時間等の見直し など

ウ その他

- ・全庁的な外部委託の推進に関するもの

(例)・ごみ処理業務(南清掃センター)の外部委託の実施

- ・オリオン市民広場への指定管理者制度の導入 など

- ・収納率の向上に関するもの

(例)・税の収納率の向上

- ・介護保険料の収納率の向上 など

【5つの行政経営像】

【2つの方向性】

【6つの改革】

